

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

島根県大田市

## 1. 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2. 促進計画の目標

### 1. 大田市海岸部地域

#### (1) 現況

本地域は約4.6kmにわたる海岸沿線に中規模な平坦農地が点在しており、中国山地からの良質な水資源を活用した稲作中心の営農が行われている。中心経営体による、営農や農地の集積が進む一方、担い手不足による農道及びかんがい施設等の保全に係る労働力の不足により営農意欲の減退につながりつつあることから、地域資源の保全に要する担い手負担の軽減を図る必要がある。また、本地域では環境負荷の軽減に配慮した、農業の生産方式を取り入れた安全・安心な農作物の生産や地域で生産された堆肥を活用した循環型の農業が推進されている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条3項第1号に掲げる事業を推進し、農業者の共同活動による地域資源の保全管理体制を構築する。併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した生産方式を普及し生物多様性保全に効果の高い営農活動を推進することにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 大田市内陸部地域

#### (1) 現況

本地域は国立公園三瓶山など中国山地が連なる地形のため、山地からの良質な水源を活用した、棚田による稲作中心の農業集落が点在している。その為、傾斜の強い条件不利地が多く、併せて高齢化による担い手不足により、地域共同での農地及び農業用施設保全管理が必要である。

また、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を併せて行うことが必要である。本地域では畜産も盛んであり、環境負荷の軽減に配慮した、農業の生産方式を取り入れた安全・安心な農作物の生産や地域で生産された堆肥を活用した循環型の農業が推進されている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、地域の共同活動による保全管理の体制を構築する。併せて、同項第2号及び3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図り農業生産活動の維持を図る。また環境負荷の軽減に配慮した生産方式を普及し生物多様性保全に効果の高い営農活動を推進する。

**3. 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大田市全区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	別紙に定める区域	法第3条第3項第2号に掲げる事業

**4. 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

1. 認定しない。

**5. その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

※中山間地域等直接支払指針を追記 (別紙)